

令和3年11月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	11月15日	旧すみだ健康ハウス大規模改修に伴う調整設計業務委託	令和4年3月31日	株式会社土屋 辰之助アトリエ	1,650,000	当該調整設計業務は令和3年3月に完了した「旧すみだ健康ハウス大規模改修に伴う設計業務委託（以下、前回設計業務という。）」の成果品に対し、労務費や材料費の変動を考慮した工事内容の調整を行うものである。当該業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物の特徴を含むこれまでの設計プロセス等の熟知が不可欠であり、前回設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、前回設計業務を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課
2	11月18日	庁舎屋上ゴンドラ設備部品交換工事	令和4年3月28日	日本ビソー株式会社 本設 ゴンドラ東京支店	3,300,000	本工事は、ゴンドラ保守点検委託による指摘に基づき、老朽化部品を交換するものである。本機器は特殊製品であるため、分解整備工事を専門的に施行できる事業者は、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
3	10月21日 (※)	たちばな認定こども園加圧給水ユニット取替工事	令和3年11月30日	内田工業株式会社	2,387,000	施設の加圧給水ユニットの主要部材が経年により不具合が生じ、現在加圧給水ユニットの結線を短絡する等緊急的な措置により応急運転している状態にある。応急運転中においてもユニット本体のポンプ部から異音も発生しており、突然の運転不能状態に陥り、施設運営に重大な支障を与える可能性が高い。そのために早急に加圧給水ユニットを取替える必要がある。 指定事業者は、平常時から当該施設の給排水設備の維持管理を行っており、施設の状況を詳細に把握しているため、最も迅速な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	営繕課
4	11月25日	横川出張所事務室系統空調設備改修工事	令和4年3月18日	大迫工業株式会社	1,597,200	本件については、指名競争入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の応札者がいなかった。そこで、最低の価格で応札した事業者の積算内容及び実績等を総合的に勘案したところ、当該契約の内容に適合した履行が可能であると判断できた。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	営繕課

※ 緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものを。